

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年6月4日

【会社名】 五洋インテックス株式会社

【英訳名】 GOYO INTEX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 脇 功 嗣

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市小木五丁目411番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月30日に提出いたしました第40期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日である平成29年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日である平成29年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断いたしました。

記

当社は、外部からの指摘に基づき、平成27年3月期の第3四半期から平成30年3月期の第3四半期までに新規事業として行ったタブレット端末の販売、太陽光パネルなどの販売及びその他の新規事業に関する売上計上の妥当性について、社外の専門家によって構成される第三者委員会による調査を実施しました。

第三者委員会による調査報告書の結果により、一部の新規事業に関する取引（タブレット端末の販売、太陽光パネルなどの販売及びその他の新規事業）について、不適切な会計処理があったことが判明いたしました。

タブレット端末の販売にかかる取引に関しては、平成27年3月に会計処理として、収益を認識しておりましたが、回収予定の期日を過ぎても販売代金の回収がなされなかったことから、当社は取引の存在自体に疑義を抱き、弁護士を通じて調査を行ったところ、取引自体が架空のものであることが判明しました。そのため、当社は少なくとも会計上認識すべき取引ではなかったと判断いたしました。なお、当社は詐欺によるものとして刑事告訴を行っております。

また、太陽光パネルの販売を含む新規事業にかかる取引に関しては、平成26年12月から平成28年1月までの期間にて、会計処理として収益を認識しておりました。しかし、当社が主体的に販売及び仕入を行った取引ではなかったため、企業会計における認識としては、営業取引ではないと判断いたしました。

そのため、当社は、平成27年3月期の第3四半期から平成30年3月期の第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件の要因については、本業である室内装飾品事業の業績が振わない中、事業計画達成のための過度なプレッシャーから新規事業を展開するに至りましたが、一部の担当者に権限が集中してしまったため、相互牽制機能が有効に機能しなかったことや、適切な財務報告を行うために必要なコンプライアンスが徹底されなかったこと、また、適切な財務報告を行うために必要な知識・人材不足によるものと判断しております。

以上のことから、当社における全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善および充実・強化を図ります。

- (1) 当社におけるコンプライアンスを重視した企業風土の形成とその浸透
- (2) 当社における相互牽制機能の強化を目的とした権限分離体制の再構築
- (3) 当社における新規事業に対する適切な内部統制の再構築
- (4) 当社における経理体制の強化